

定額減税しきれない方へ差額を給付します 【定額減税補足給付金（調整給付）】

定額減税の対象者で、**定額減税しきれないと見込まれる人**に対し、その差額を調整のうえ給付します。

■定額減税とは

令和6年分の所得税・住民税の徴収額から定額が控除される制度です。減税される額は4万円×(本人+扶養親族数)になります。具体的には、所得税から3万円、住民税から1万円が減税されます。

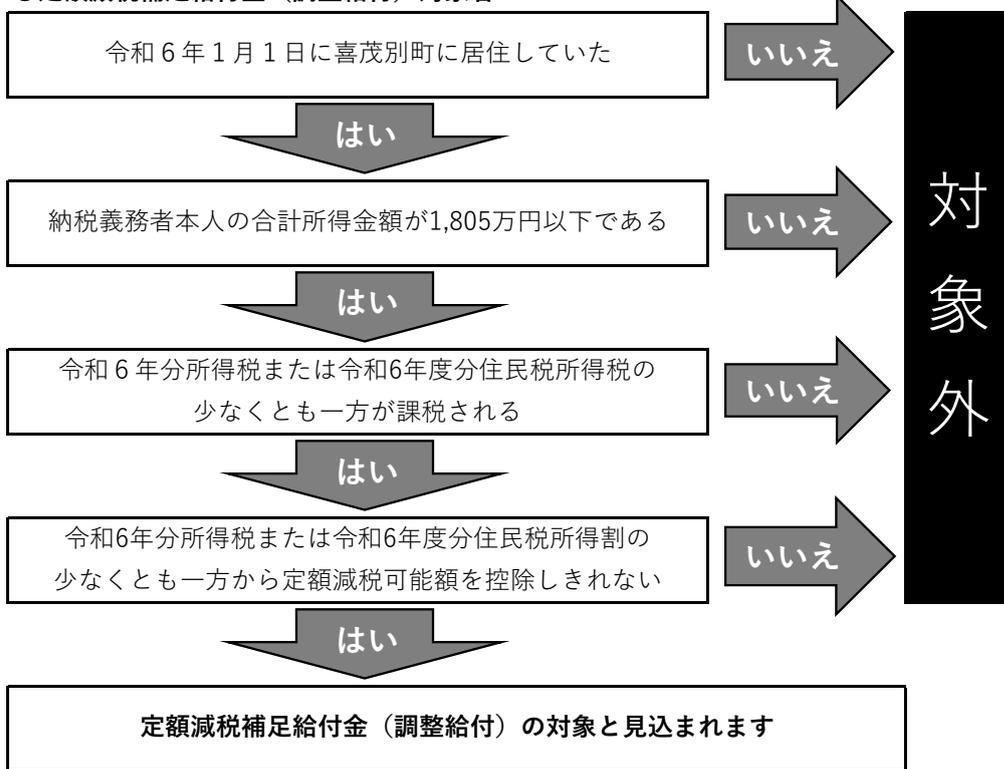
■定額減税補足給付金（調整給付）とは

納税額が少ないために全額減税しきれない人に差額を給付する仕組みが定額減税補足給付金（調整給付）となります。

■支給対象

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、所得税（令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額））または、住民税（令和6年度分個人住民税所得割額）を上回る（減税しきれない）と見込まれる人となります。下図をご参考ください。

○定額減税補足給付金（調整給付）対象者



※令和6年1月2日以降に喜茂別町に転入された方は、原則として以前にお住いの市区町村からの給付と見込まれますので、詳しくは以前にお住いの市区町村にお問い合わせください。

■お問い合わせ

住民課税務室税務係

☎ 33-2211 (内: 62)